

少年法改正に反対する会長声明

- 1 平成20年3月7日、政府は、原則非公開である少年審判について犯罪被害者等に傍聴を認めるとともに、被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲を拡げる内容の少年法改正法案（以下、「本法案」という）を閣議決定し、国会に提出した。しかしながら、本法案は少年法の理念を後退させるものである。
- 2 少年法は少年の健全育成を理念とし（少年法1条）、少年の処罰ではなく、その立直りを目的としている。そのため、少年審判は、関係者が教育的・福祉的に接することにより、少年に、自らの行為により誰をどのように傷つけてしまったのか、その原因は何なのかを、深く考えさせ、自分の言葉でそれを語らせることで少年の内省を深めさせるものでなければならない。
- 3 このように少年の立直りを目的とする少年審判の場に被害者等が立ち会うとなれば、少年が心を開いて語ることが難しくなる可能性がある。とくに、少年審判廷は非常に狭く、関係者間の距離も非常に近いため、少年をはじめ、裁判官、調査官、付添人に過度の緊張を強いることとなる。そのような場で行われる少年審判においては、上記少年法の理念が後退する恐れを否定できない。

他方、少年審判は、非行事件発生から間もない時期に行われるため、被害者等も心理的に不安定な場合が少なくない。そのような状況で審判に立ち会えば、萎縮し表現力の乏しい少年を目の当たりにすることによって、さらに悲しみ・怒りの感情だけが増幅される可能性もある。

被害者等が加害者である少年と対面し、反省の言葉を聞きたいという気持ちは尊重されなければならないが、その場が少年審判廷でなければならないという必然性はない。
- 4 また、被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲の拡大の点については、少年の身上・経歴等に関する部分までがその対象に含まれることとなり、少年のプライバシーを過度に侵害するもので、少年の社会復帰の障害となるものである。
- 5 被害者等に対する支援が重要であることは改めて論ずるまでもない。事実を知りたいという被害者等の要望も尊重されなければならない。しかし、そのためには審判傍聴が唯一の手段ではない。平成12年の少年法改正により導入された記録の閲覧・謄写、意見聴取手続、審判結果の通知制度を、被害者等が活用しやすい環境を整備することで、被害者等の要望に応えていくことも可能である。
- 6 本法案による被害者等の審判傍聴や記録の閲覧・謄写の範囲拡大は少年法の理念及び目的に大きな変更をもたらす恐れがあるものであり、当会はこれに反対する。

平成20年5月12日

釧路弁護士会
会長 齊藤道俊